

京都市

ネーミングライツ実施要領

令和4年7月

京都市行財政局資産イノベーション推進室

京都市ネーミングライツ実施要領

1 概要

本市では、ネーミングライツを民間事業者等に付与することを通じて、民間事業者等の支援により施設等の魅力を高めるとともに、本市の新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与することを目的として、ネーミングライツの導入を推進しており、その基本的な方針として「京都市ネーミングライツ実施要綱」（以下「要綱」という。）を定めています。

この「京都市ネーミングライツ実施要領」は、要綱に基づき、ネーミングライツの導入に当たり、必要な手続きを定めているものです。

2 導入の対象

本市が保有する施設又は本市が実施するイベント等（以下「施設等」とします。）が対象となります。

ただし、市役所、区役所などの庁舎、学校、病院、市営住宅は除きます。

また、次のいずれかに該当するなどにより、本市がネーミングライツの付与の対象としてふさわしくないと判断した施設等については、対象外となります。

- ・ 市民生活に混乱を招くおそれがあるもの
- ・ 公平性・中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがあるもの
- ・ 元離宮二条城など名称が歴史に由来する固有の名称が付されているもの

※ ただし、対象外となる場合でも、施設等の一部が対象となることがあります。

※ 公営企業（交通局及び上下水道局）管理者が管理する施設等は対象外です。

3 市民等提案制度に基づく提案

民間事業者等は、ネーミングライツの付与を希望する施設等があるときは、要綱第7条に基づき、付与を希望する施設等のネーミングライツに係る提案を行うことができます。

ただし、要綱に抵触する提案、本市がネーミングライツの導入を検討している施設等についての提案はできません。

また、提案を採用する場合においても、採用の後、市会への報告を経て公募により契約相手方を決定します。

（1）提案者の資格

提案者は、提案内容を自ら主体となり実施する個人、法人及びその他団体（共同提案も可能）とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は提案者となることはできません。

- ① 京都市広告掲載基準第2条の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他の団体にあっては、代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- ③ 市税その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者
- ⑥ 京都市競争入札取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止の措置を受けている者
- ⑦ その他、ネーミングライツ契約の相手方として適当でないと市長が認める者

（２）提案の流れ

ア 事前相談の受付

本提案制度をより効率的・効果的に運用するため、適宜、提案前の事前相談を受け付けます。「ネーミングライツ事前相談書」（第1号様式）等により、行財政局資産イノベーション推進室（以下「資産イノベーション推進室」とします。）へ御相談ください。なお、この段階で、関係法令に抵触する等、明らかに実現性が低いと判断できる提案については、その理由等をお伝えしたうえで、再検討をお願いする場合があります。

イ 提案の受付

（ア）提案の取扱い

提案については、「ネーミングライツ提案書」（第2号様式）を持参又は郵送により資産イノベーション推進室に提出してください。受付後、当室から、提案のあった施設等を所管する課（以下「施設等所管課」とします。）に提案書を送付します。

（イ）提案の内容

- ・ 対象施設等
- ・ 通称案（決まっている場合は記載）
- ・ 対価（金銭または金銭以外、もしくはその両方）
- ・ 希望契約金額
 - ※ 金銭以外のものを対価とする場合は、その内容と金銭に換算したときの相当金額
 - ※ 金銭以外のものとは、例えば、「施設で活用可能な製品等物品の提供」や「施設の維持管理等役務（サービス）の提供」
- ・ 希望契約期間
- ・ その他（対象施設等の魅力の向上や社会貢献など）

（ウ）庁内審査の実施

提案の内容については、施設等所管課において、要綱第3条等に基づき、庁内審査を行います。

※ 本市が修正の必要があると判断した場合は、修正を依頼することがあります。提案者は本市と協議のうえ、提案内容を修正することができます。

(エ) 庁内審査結果の通知

庁内審査の結果（提案の採否）を施設所管課から提案者に文書で通知します。その後、事項以下の手続きにより、公募等を経て契約相手方を選定します。

4 ネーミングライツ導入の決定

(1) 付与必要事項等の決定

ネーミングライツの導入が決定した施設等に関しては、競争性及び公平性確保の観点から、公募により契約候補事業者を選定します。公募に当たっては、施設等を所管する局において、募集方法、予定価格、契約期間、選定方法その他のネーミングライツの付与に必要な事項を整理し、募集要項及び審査基準を作成します。

なお、審査基準の審査項目は次のとおりです。

- ・ 通称
- ・ 予定価格
- ・ 契約期間
- ・ 提案者の経営の安定性
- ・ 施設等の知名度や魅力の向上
- ・ 市政や地域への社会貢献などの公共性 など

(2) 公募前の市会への報告

提案のあった施設等を所管する局において、公募を行う前に、京都市会基本条例第18条第1項第3号の規定に基づく議決を要する場合にあっては当該議決に係る議案の審議が付託された委員会において、当該議決を要しない場合にあっては当該施設等を所管する常任委員会において、(1)の付与必要事項を報告します。

(3) 導入可否の決定及び公表

(2)の常任委員会では出された議論を踏まえ、施設等所管課において、ネーミングライツの導入の可否について決定します。

5 契約相手方の選定

(1) 公募

ア 公募の開始（広報発表）

ネーミングライツの公募開始について、広報発表を行うとともに、施設等所管課のホームページにて募集内容を掲載します。

イ 応募者の資格

応募者は、ネーミングライツの付与を希望する民間事業者等を対象とします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は応募者となることができません。

- ① 京都市広告掲載基準第2条の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者（法人及びその他の団体にあっては、代表者又はその他役員を含む。以下同じ。）
- ③ 市税その他の本市に対する金銭債務について滞納のある者
- ④ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者
- ⑥ 京都市競争入札取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止の措置を受けている者
- ⑦ その他、ネーミングライツ契約の相手方として適当でないと市長が認める者

ウ 応募書類

応募については、以下の書類等を、持参又は郵送により施設等所管課に提出していただきます。なお、公募内容により、必要書類が変更となる可能性があります。

必要書類

- ・ ネーミングライツ（命名権）応募申込書（第5号様式）
- ・ 会社概要（直近3期分の決算報告書等、財務状況の分かる資料も含む）（様式任意）
- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申込日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（第6号様式）
- ・ スポーツ振興、環境、福祉など、会社の社会貢献活動に対する方針や実績及び今後の取組に関する資料（様式任意）

（2）契約候補事業者の選定方法

京都市ネーミングライツ審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が、審査基準に基づき、応募内容を審査します。審査委員会の審査結果を踏まえ、施設等所管課において、契約候補事業者を選定します。

《京都市ネーミングライツ審査委員会》

ネーミングライツを付与する契約相手方及び命名する通称の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議することを目的に「京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例」及び「京都市ネーミングライツ審査委員会規則」により設置するものです。

（3）選定結果の通知及び公表

施設等所管課において、選定結果に応募者に文書で通知するとともに、後日、施設等所管課のホームページで公表します。

6 契約

(1) 契約締結前の市会への報告

契約を締結しようとするときは、施設等所管課において、契約締結前に、5（2）の審査結果及び契約の相手方について、当該施設等を所管する市会の常任委員会に報告します。

(2) 契約に向けた最終協議・調整

- ・ 施設等への名称表示のデザイン、設置時期及び方法、支払方法、契約の更新・解除、道路案内標識、公共交通機関との調整等について、詳細な協議を行います。
- ・ 契約予定者は、名称表示方法について都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課と協議し、本市屋外広告物等に関する条例に基づく確認、審査を受けていただきます。
- ・ 名称表示方法が不適切であると判断された場合は、協議のうえ、表示方法を見直していただくことがあります。

(3) 契約

最終協議・調整の内容及び（1）の常任委員会が出された議論を踏まえ、契約を締結します。

ア 費用負担等

通称の設定に伴い必要となる名称表示サイン及び看板等の変更に要する費用、契約期間満了後に原状回復に要する費用は、契約の相手方の負担とします。また、これらの変更及び原状回復の作業も本市が別途指定する方法により、契約の相手方側において実施することとします。

イ 契約の解除等

契約の相手方の^{かし}瑕疵や、社会的信用の失墜、その他の契約の相手方に生じた事情により、ネーミングライツ契約の維持が困難と考えられる場合には、契約を解除することがあります。

また、通称については、契約期間中、変更できません。ただし、変更することが合理的と判断できる場合には、協議を求めることができます。

ウ 契約期間満了後の措置

契約期間満了前において、当初の契約の相手方は当初の契約の延長について申し入れることができます。ただし、他の事業者から提案があった場合、当初の契約の相手方との契約は、契約期間の末日をもって終了となります。その場合は事業者からの提案内容をふまえ、再度付与必要事項等を検討し、公募の実施を検討します。

7 問合せ先

京都市 行財政局資産イノベーション推進室 ネーミングライツ担当

住 所 : 〒604 - 8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
本庁舎4階

T E L : 075-222-3284

F A X : 075-212-9253

Eメール : shisan-inovation@city.kyoto.lg.jp

※ 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
を受付時間とします。

≪ネーミングライツ契約までのフロー図≫

